○経済産業省令第二十八号

電気事業法 (昭和三十九年法律第百七十号)第三十九条第一項の規定に基づき、 電気設備に関する技術基

準を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年三月三十一日

経済産業大臣 梶山 弘志

電気設備に関する技術基準を定める省令の一部を改正する省令

電気設備に関する技術基準を定める省令 (平成九年通商産業省令第五十二号)の一部を次のように改正す

の傍線を付した部分のように改める。

る。

次

の表により、

改正

前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、

これに順次対応する改正後欄に掲げる規定

第四十六条 異常が生じた場合に人体に危害を及 改 正 後 第四十六条 異常が生じた場合に人体に危害を及 改 正 前

	確実に停止することができる措置を講じている
	発電所であって、異常が生じた場合に安全かつ
	内における常時監視と同等な監視を確実に行う
	有する者による当該発電所又はこれと同一の構
	ただし、発電所の運転に必要な知識及び技能を
時監視をしないものは、施設してはならない。	時監視をしないものは、施設してはならない。
が当該発電所又はこれと同一の構内において常	が当該発電所又はこれと同一の構内において常
発電所の運転に必要な知識及び技能を有する者	発電所の運転に必要な知識及び技能を有する者
を早期に発見する必要のある発電所であって、	を早期に発見する必要のある発電所であって、
に著しい支障を及ぼすおそれがないよう、異常	に著しい支障を及ぼすおそれがないよう、異常
発電所、又は一般送配電事業に係る電気の供給	発電所、又は一般送配電事業に係る電気の供給
いよう、異常の状態に応じた制御が必要となる	いよう、異常の状態に応じた制御が必要となる
ぼし、若しくは物件に損傷を与えるおそれがな	ぼし、若しくは物件に損傷を与えるおそれがな

備考 2 略 表中の「 この限りでない。 」は注記である。 2 略

この省令は、令和三年四月一日から施行する。

附

則